

神戸市立中央市民病院整備運営事業
落札者決定基準

平成 18 年 11 月

神 戸 市

< 目 次 >

第 1	審査の概要	
1	落札者決定基準の位置づけ	1
2	審査方法の概要	1
3	審査委員会の設置	1
4	審査の視点	1
5	審査全体の流れ	2
第 2	資格審査	
1	資格審査の流れ	3
2	資格審査の内容	4
第 3	提案審査	
1	提案審査の流れ	5
2	提案審査の内容	6
3	提案内容の位置づけ	7
4	提案内容評価に関する基本的考え方	8
5	総合評価	13

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準（以下「本書」という。）は、神戸市（以下「市」という。）が神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」という。）の落札者を決定するに当たり、最も優れた提案者を選定するための手順、方法、審査基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する入札説明書等と一体のものとして扱う。

2 審査方法の概要

本事業を実施する事業者には、PFI手法や病院施設整備、維持管理、運営に係る幅広い専門的な知識や技術、ノウハウが求められる。このため、落札者の決定に当たっては、価格及び提案内容等によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。

審査は応募者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施するものとする。

なお、資格審査は、入札に参加できる有資格者を選定するためのものであり、提案審査に資格審査の結果は影響しない。

3 審査委員会の設置

提案審査に関しては、とりわけ幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「神戸市立中央市民病院整備運営事業審査委員会（平成18年7月25日設置）」（以下「審査委員会」という。）を設置した。審査委員会は、各応募者の提案内容等について審査した結果を市に答申する。市は、この答申を踏まえ、落札者を決定する。

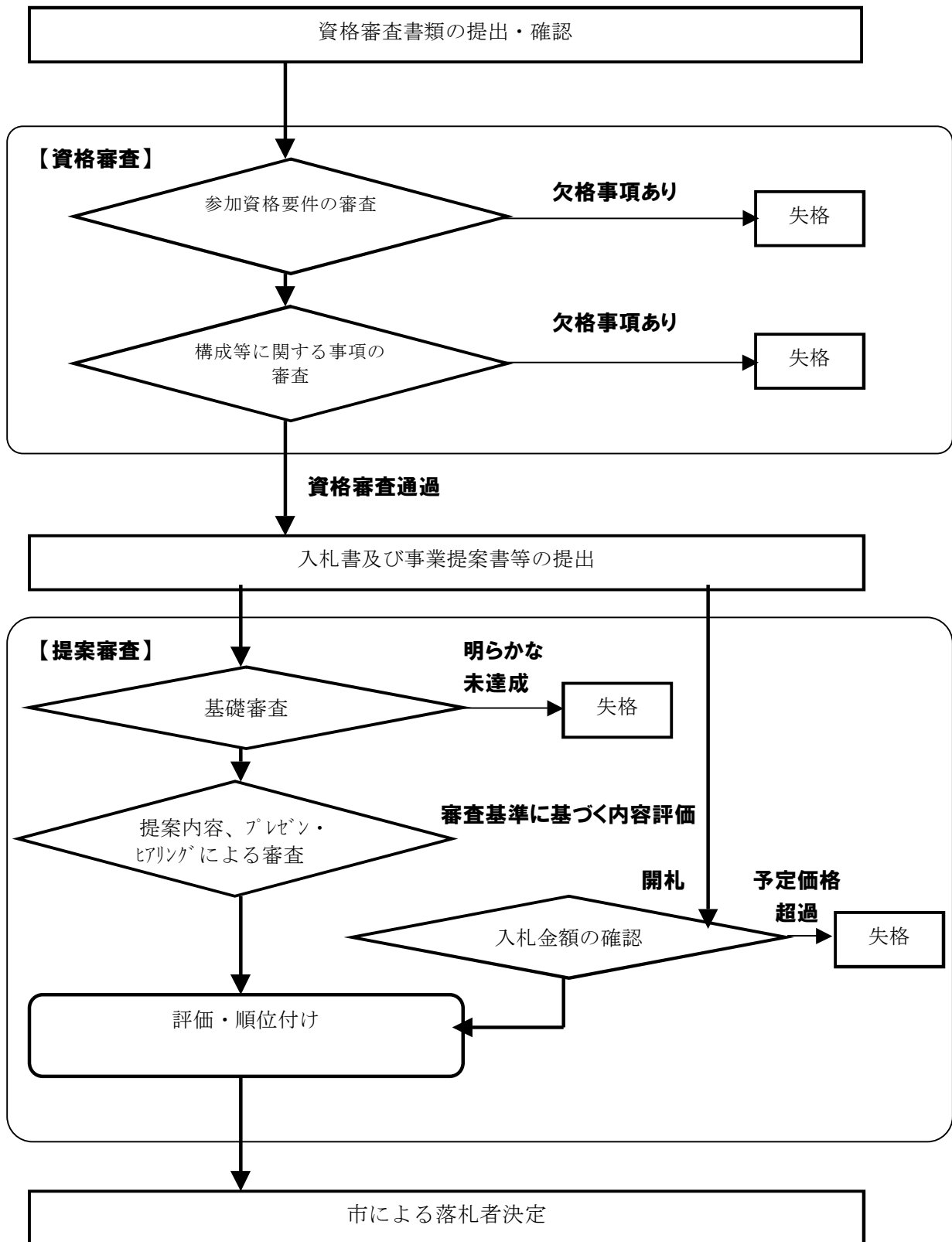
4 審査の視点

提案審査において、審査委員会は、病院施設・医療情報システム、設備等の性能、設計、建設、維持管理、運営業務等における事業遂行能力、医療現場の安全性や環境負荷低減への配慮、事業計画や資金調達の実現性、リスク対応策の妥当性、その他事業遂行上の工夫など、各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。

審査においては、特に以下の点を踏まえて評価を行う。

- 市の要求する水準を確保した上で、より優れた提案が行われていること。
- 事業パートナーとしてふさわしい体制及びマネジメントシステムの構築・運営のもと、各種業務の着実な遂行、成長と変化への対応などに機動的に対応し、より大きな成果創出が図られること。
- 設計・建設期間及び維持管理・運営期間（30年間）の長期にわたって確実に本事業の継続が図られること。
- 本事業において、資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

5 審査全体の流れ

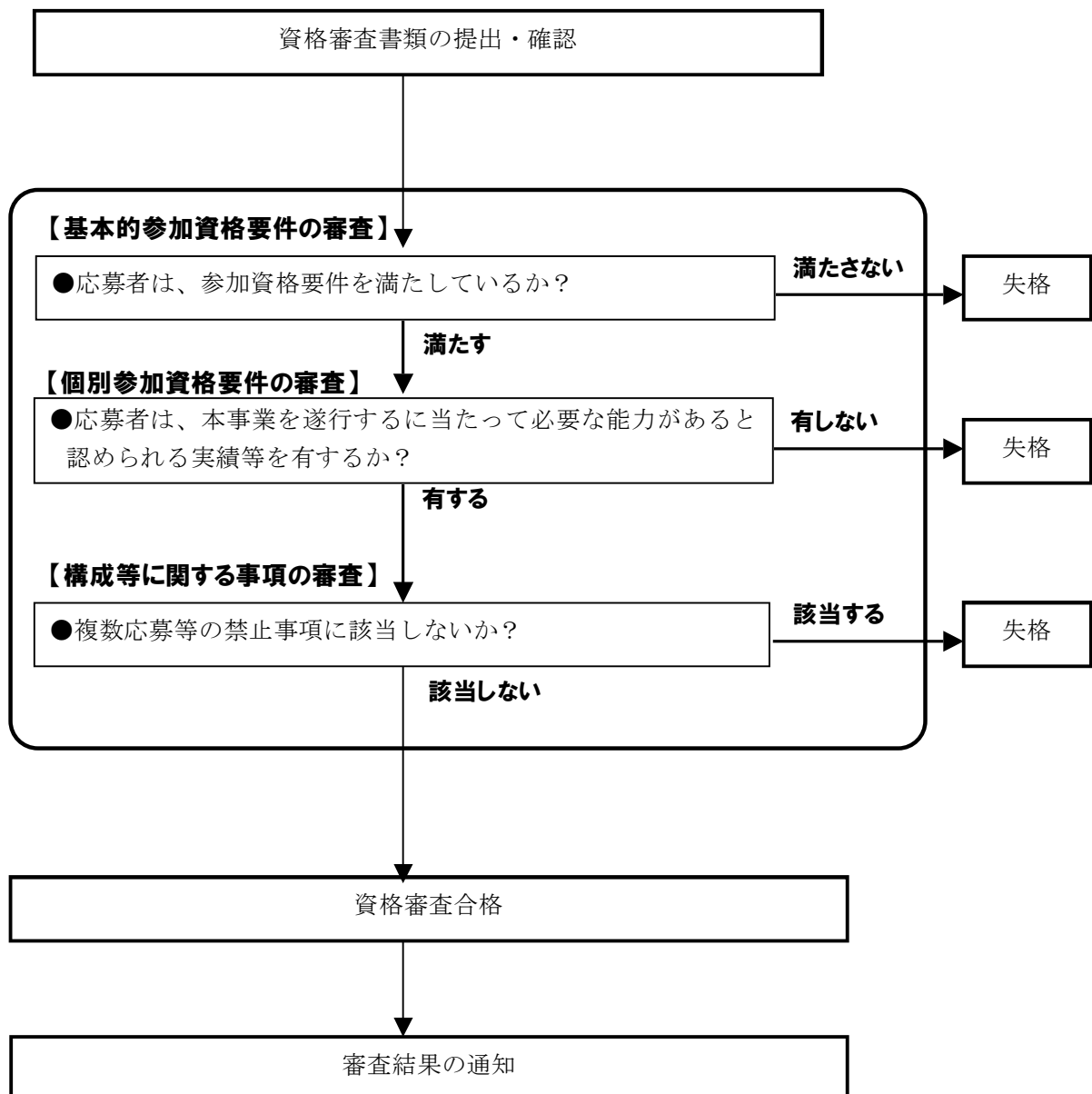


第2 資格審査

1 資格審査の流れ

資格審査では、応募者が入札に参加するにあたって備えるべき資格要件及び本事業の遂行に必要な能力があると認められるに値する実績等を有しているかどうかの審査を行う。

【図 資格審査の流れ】



2 資格審査の内容

(1) 業務実施体制の確認

協力法人との役割分担を含む業務実施体制や、マネジメントシステム構築・運営の基本的な考え方などについて提出書類に基づき事前に確認する。また、必要に応じて質疑を行う。

【確認事項】

- 業務実施体制の考え方
- マネジメントシステム構築・運営の基本的な考え方 等

(2) 基本的参加資格要件の審査

応募者が入札説明書等に示す基本的参加資格要件を満たしているかどうかについて、提出書類に基づき審査を行う。

【基本的参加要件の審査項目】

- 応募者の参加資格要件
 - ・ 入札説明書に記載する神戸市競争入札参加者に関する要件 等

(3) 個別参加資格要件の審査

応募者が、設計業務、建設業務又は工事監理業務を兼ねる場合は、それぞれ入札説明書に示す実績等を有しているかどうかについて、提出書類に基づき審査を行う。

【個別参加資格要件の審査項目】

- 設計業務の遂行を担う者の参加資格要件
 - ・ 入札説明書に記載する規模等の病院設計に関する実績の要件 等
- 建設業務の実施を担う者の参加資格要件
 - ・ 入札説明書に記載する規模等の病院建設に関する実績の要件 等
- 工事監理業務の実施を担う者の参加資格要件
 - ・ 入札説明書に記載する規模等の病院工事監理に関する実績の要件 等

(4) 応募者の構成等に関する事項の審査

応募者が、構成員の制限に係る事項に該当しないか等について、提出書類に基づき審査を行う。

【構成等に関する事項の審査項目】

- 応募者の構成に関する事項
 - ・ 利益相反及び複数応募に関する事項

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者（応募グループの場合は代表法人）に一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

第3 提案審査

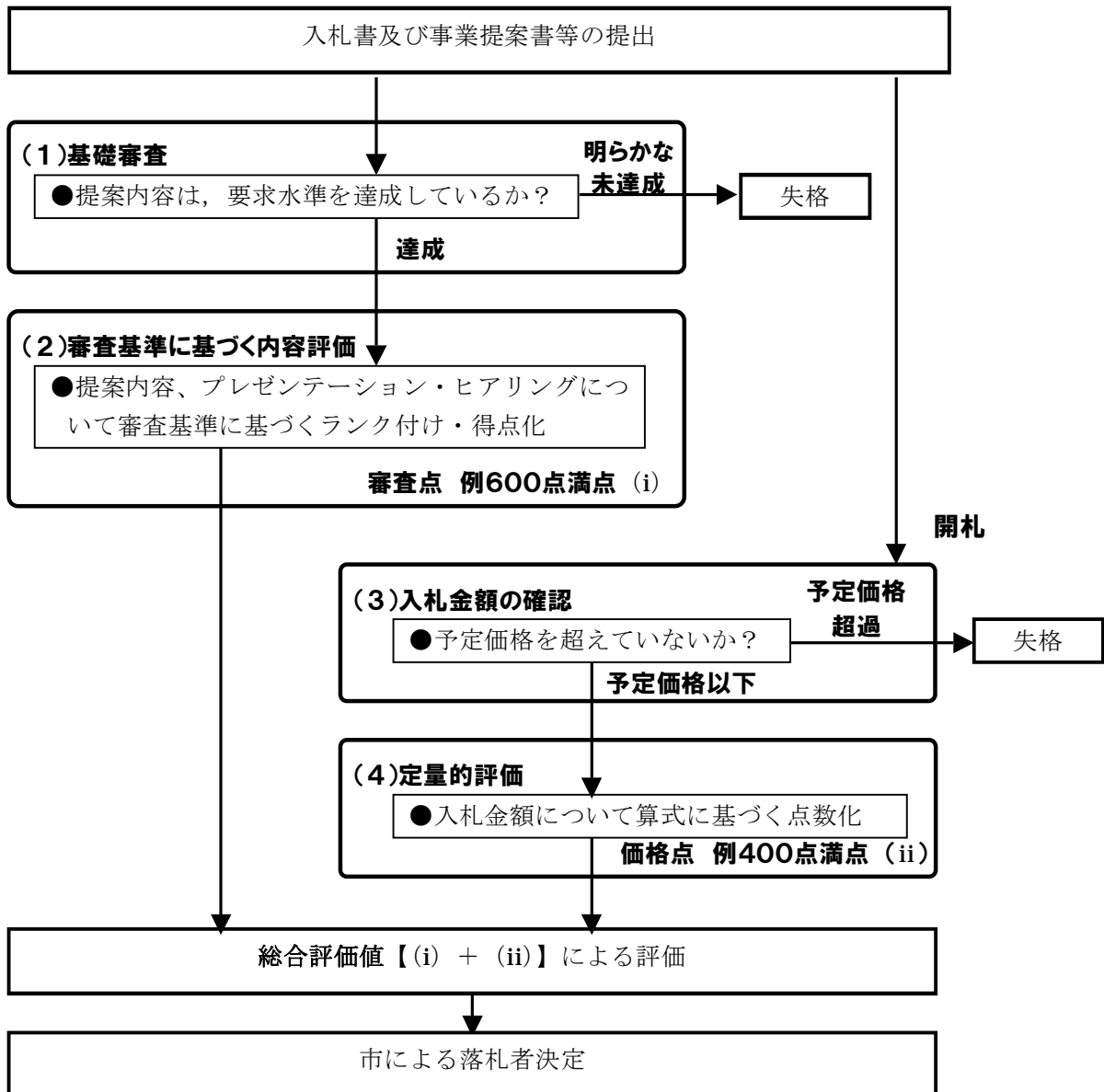
1 提案審査の流れ

提案審査では、資格審査を通過した応募者から提出された事業提案書等の内容（以下「提案内容」という。）に関する評価及び、入札書に記載された入札金額に基づく定量的評価に基づいて総合的な評価を行う。

提案内容については、総合的観点による審査基準に基づいて「審査点」として得点化を行い、入札金額については、算式に基づいて「価格点」として点数化する。

この審査点と価格点を合わせて、「総合評価値」を算出し、最終的に提案評価の順位付けを行う。

【図 提案審査の流れ】



2 提案審査の内容

(1) 基礎審査

提案内容が、要求水準を満たしているかの基本的な確認を行う。確認の結果、要求水準を明らかに満たしていないと確認される場合には失格とする。

(2) 審査基準に基づく内容評価

審査基準に基づいて、提案内容の審査を行う。提案内容の審査に当たっては、要求水準以上の優れた提案内容に対して、得点化（600点満点）による加点評価を行うものとする。

(3) 入札金額の確認

応募者が提示する入札金額が予定価格を超過していないか確認を行う。

入札金額が予定価格を超える場合は、その応募者は失格とする。

(4) 定量的評価

応募者が提示する入札金額について、次の算式により「価格点」として点数化する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札金額}}{\text{当該応募者の提示する入札金額}} \times 400 \text{点}$$

※ 最も低い入札金額を提示した応募者の価格点を400点満点とする。

※ その他の応募者の価格点は、最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。

3 提案内容の位置づけ

総合評価一般競争入札において、事業提案書等は入札書類の一部を構成するものであり、そこに記載された提案内容は、契約上の拘束力を有するものである。

提案内容は、市が要求する要求水準を満たすための対応方策等について具体性をもって記載されることが必要となるが、性能発注であるPFI事業では、事業提案書等の提出時点で、内容の明確化・詳細化が十分に図られていない場合も想定されるため、病院施設の性能や仕様、建設、維持管理、運營業務等の具体的内容は、審査段階や落札者選定後の協議の中で最終的に決定するものであると考える。

そのため、提案内容と合わせて、以下の範囲においても本事業の契約上の拘束力を有することとする。

なお、応募者の中で公平な競争を阻害する行為があると市がみなした場合は、失格とする。

(1) 提案内容の明確化・詳細化の扱い

審査過程における内容確認やヒアリング、落札者選定後における市と落札者との間での協議において、提案内容の明確化・詳細化が図られた場合は、その内容が提案水準となるものとする。

(2) 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、応募者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。

この場合、落札者選定後における市と落札者との間での協議において、審査委員会の意見を提案内容に反映することが妥当である旨が確認された場合には、設計等の条件として加味するものとする。

4 提案内容評価に関する基本的考え方

(1) 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、事業提案書等の記載内容に基づいて確認を行う。

市は、事業提案書等に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

(2) 審査基準に基づく加点評価

審査基準に基づく加点評価は、要求水準以上の具体的かつ優れた提案がなされているかどうかについて審査を行う。

審査に当たっては、原則として事業提案書等の記載内容を中心に審査を行うが、プレゼンテーションやヒアリングの内容も考慮し、総合的に判断する。

(3) 審査基準

提案内容評価は以下の審査項目及び配点に基づいて行う。

【表 審査基準(審査項目及び配点)】

No	審査項目	配点
■経営・財務に関する項目		100
1	事業理念・方針と適正な事業計画	20
2	効果的なシステム構築と成長と変化への対応に向けたマネジメント力	30
3	統括マネジメント業務の実効性	50
■施設整備に関する項目		250
4	病院の全体計画	70
5	充実した救急医療と高度で質の高い医療を提供できる病院	45
6	利用者（患者・家族等）の視点に立った病院	30
7	成長と変化に対応できる病院	60
8	安全で安心な病院	30
9	環境に配慮した病院	15
■管理運営に関する項目		250
10	エビデンスに基づく業務品質の確保	60
11	安全で安心な業務実施体制	60
12	協働による病院運営への貢献	60
13	顧客志向による効果的な運営	50
14	成長と変化への柔軟な対応	20
合計		600

(4) 審査のポイント

前述の(3)に掲げる各審査項目について、具体的な審査のポイントを例示する。

ア 経営・財務に関する項目

No	審査項目	審査のポイント例	配点
■経営・財務に関する項目			100
1	事業理念・方針と適正な事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の基本的考え方と経営管理体制 ・経営・財務の安定性、リスクへの対応 ・バランスのとれた総合力の発揮 	20
2	効果的なシステム構築と成長と変化への対応に向けたマネジメント力	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なマネジメントシステム構築 ・効果的な改善の仕組みの構築 ・リスク管理体制、緊急対応 ・成長と変化への対応 	30
3	統括マネジメント業務の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者への対応・コミュニケーションのあり方 ・協法力人の業務統括、品質管理 ・病院経営、病院業務への支援 	50

イ 施設整備に関する項目

No	審査項目	審査のポイント例	配点
■施設整備に関する項目			250
4	病院の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・病院へのアクセス及び施設配置計画・駐車場計画 ・部門構成及び動線計画 ・神戸らしい21世紀の病院建築をリードするデザイン 	70
5	充実した救急医療と高度で質の高い医療を提供できる病院	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門計画 ・災害時の医療に対応した施設計画 ・医療・スタッフを支える環境づくり 	45
6	利用者（患者・家族等）の視点に立った病院	<ul style="list-style-type: none"> ・「癒しと安らぎの環境」や「アメニティ豊かな空間」の計画 ・ユニバーサルデザインに基づく計画 	30
7	成長と変化に対応できる病院	<ul style="list-style-type: none"> ・設計建設・計画保全における体制及び取り組み方（CM/FM業務） ・施設の維持管理への対応 ・増改築・改修への対応 	60
8	安全で安心な病院	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害時における施設の安全確保 ・火災時等における利用者・スタッフの安全確保 ・医療上の安全確保 ・セキュリティに対する配慮 	30
9	環境に配慮した病院	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺環境への配慮 ・地球環境問題への取り組み 	15

ウ 管理運営に関する項目

No	審査項目	審査のポイント例	配点
■管理運営に関する項目			250
10	エビデンスに基づく業務品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務全体の業務品質の確保 ・専門的知識に基づく業務品質の確保 ・安全な医療への貢献 	60
11	安全で安心な業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な業務の実施体制 ・専門性を有する優秀な人材の確保 ・信頼性が高い業務水準の継続的な確保 ・緊急時・災害時の適切な対応 	60
12	協働による病院運営への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・病院スタッフとの連携 ・病院の経営及び業務改善への貢献 ・医療情報システムの効果的な活用 	60
13	顧客志向による効果的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客ニーズを反映したサービスの提供 ・医療情報システムを活用した患者・市民サービスの提供 ・顧客プライバシーの保護 	50
14	成長と変化への柔軟な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な業務改善の取り組み ・外部環境変化への対応 	20

(5) 得点の計算方法

審査においては、前述の(4)の審査のポイント例等を考慮して各応募者の提案内容を評価し得点化するが、その際の計算方法については、原則として以下の4つの評価ランクを設定し、当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与するものとする。

【 表 評価ランクに基づく得点計算方法 】

評価ランク		得点
A	具体的に極めて優れた提案がある	当該項目の配点×100%
B	具体的に優れた提案がある	当該項目の配点×60%
C	具体的に提案がある	当該項目の配点×20%
D	特に提案がない	当該項目の配点×0%

(例)

配点が10点の場合における得点

評価ランク		得点
A	具体的に極めて優れた提案がある	10点×100%=10点
B	具体的に優れた提案がある	10点×60%=6点
C	具体的に提案がある	10点×20%=2点
D	特に提案がない	10点×0%=0点

5 総合評価

(1) 総合評価の手順

総合評価は、事業提案書等を基に総合評価値を算出して評価を行う。総合評価値は、応募者が提示する入札金額に基づく定量評価の得点（価格点 400 点満点）と事業提案書等に記載された内容に対する定性評価の得点（審査点 600 点満点）との加算により算出するものとする。

総合評価値（総合点：1000 点満点）に基づいて応募者の順位付けを行い、最終的に市において総合評価による落札者を決定する。

なお、最も高い総合評価値の者が 2 者以上ある時は、価格点の高い者を落札者とし、更に価格点と同点である場合には、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(2) 総合評価値の計算式

総合評価値の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価値} = \text{【提案内容評価の得点】} + \text{【入札金額の得点】} \\ \text{(満点 1000 点)} \qquad \qquad \text{(満点 600 点)} \qquad \qquad \text{(満点 400 点)} \end{array}$$